れらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.022

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

G_{15} ＝ 0.024

G_{16} ＝ 0.025

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.014

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 9 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のた

れらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

G_{15} ＝ 0.024

G_{16} ＝ 0.025

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

G_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

G_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 8 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のた